

役員候補者の公募について

財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「センター」という。）は、次により役員候補者を公募いたします。

1. センターの概要

（1）業務の概要

センターは、社会福祉事業に関する調査研究・啓発宣伝活動を通じて、民間社会福祉事業の振興発展に寄与することを目的として昭和21年に設立され、各種の社会福祉振興のための事業を実施しています。

また、社会福祉士及び介護福祉士法、精神保健福祉士法に基づく3福祉士の指定試験機関及び指定登録機関として、国家試験の実施事務等を実施し、さらに介護保険法に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題の作成事務等を、都道府県から受託し実施しています。

具体的には、次のとおりです。

①試験、登録事業

- ア 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士に係る国家試験及び登録に関する事業
- イ 介護支援専門員実務研修受講試験に係る試験問題作成及び合格基準の設定に関する事業

②調査研究、研修事業

- ア 社会福祉に関する調査研究事業
- イ 社会福祉施設職員等の国内研修及び海外研修事業

③保険事業

- ア 社会福祉施設従事者相互保険事業
- イ 団体信用生命保険事業

④債務保証事業

独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付に係る債務保証事業

⑤出版事業

介護情報専門誌「介護福祉」等の出版事業

（2）所在地

東京都渋谷区渋谷 1－5－6 SEMPOSビル

2. 公募する職種等

(1) 公募する職種

理事候補者（常務理事候補者） 1 名

なお、理事候補者（常務理事候補者）は、寄附行為並びに社会福祉士及び介護福祉士法、精神保健福祉士法に基づき、①評議員会による理事選任 ②理事会による常務理事選任 ③厚生労働大臣認可 の各手続きを経て、常務理事に就任することになります。

(2) 常務理事に就任した場合の職務、勤務条件等

ア 職 務 理事長を補佐し、センター業務を処理する

イ 勤務形態 常勤

ウ 報 酬 役員給与規程による（平成 22 年度 年額 約 1,300 万円）

エ 任 期 平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 6 月 30 日まで

なお、センターの役職員及び試験委員は、社会福祉士及び介護福祉士法、精神保健福祉士法、介護保険法により、試験事務等に関し知りえた秘密を漏らしてはならないこと、及び刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととされており（参考 1）、常務理事は、常に自らの高い倫理観の下で、職員・試験委員を指揮・監督する立場にあります。

3. 応募、選考方法

(1) 応募者の資格

- ① 平成 23 年 4 月 1 日時点で、満 65 歳未満であること。
- ② 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 177 条により準ずる同法第 65 条に規定されている「役員になることができない者」に該当しないこと。（参考 2）
- ③ 社会福祉士及び介護福祉士法第 10 条第 4 項第 4 号に該当しないこと。（参考 3）
- ④ 国家試験等業務、社会福祉振興業務の重要性を十分認識し、中立性、公平性を保って着実に実施するとともに、経営運営改善に強い意欲を持ち、諸課題に対しリーダーシップを発揮し的確に対処できる経験と実行力を備えていること。

(2) 応募方法

① 応募書類

ア 履歴書（JIS 規格の履歴書用紙）

学歴、職歴、取得資格、健康状態等を詳細に記載し、3か月以内に撮影した写真（4.5 cm×横 3.5 cm）を貼付して下さい。

イ 自己アピール書（A 4 判、1 6 0 0 字程度「横書き」）

テーマ：「私の知識、経験と新たな職場での取り組み」

②提出方法

応募書類を簡易書留により、下記あて郵送してください。なお、封筒の表に「役員応募」と朱書きしてください。

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-5-6 SEMPOSビル

財団法人社会福祉振興・試験センター 総務部総務課

③応募期限

平成23年2月18日必着

（3）選考方法

センターに役員候補者選考委員会を設置し、第一次選考（書類選考）、第二次選考（面接選考）により役員候補者を選考します。

（4）選考結果の通知

①第一次選考の結果

応募者全員に結果を通知します。なお、第一次選考の合格者には、第二次選考の日時等についても、併せてお知らせします。

②第二次選考の結果

第二次選考の対象者全員に結果を通知します。

4. その他

（1）応募書類の返却はいたしません。

（2）応募に係る費用は、全額応募者負担とします。

（3）ご提出いただいた応募書類に記載されている個人情報、本公募のみに使用し、他の目的で使用することはありません。

(参考 1)

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 62 年法律第 30 号)

精神保健福祉士法 (平成 9 年法律第 131 号)

(秘密保持義務等)

第 16 条 指定試験機関の役員若しくは職員 (試験委員を含む、次項において同じ。) 又はこれらの職にあった者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法 (明治 40 年法律第 45 号) その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号)

(秘密保持義務等)

第 69 条 17 登録試験問題作成機関の役員若しくは職員 (第 69 条の 13 第 1 号の試験委員を含む。次項において同じ。) 又はこれらの職にあった者は、試験問題作成事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験問題作成事務に従事する登録試験問題作成機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(参考 2)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(役員の資格等)

第 65 条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは会社法の規定に違反し、又は民事再生法第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第 65 条、第 66 条、第 68 条若しくは第 69 条の罪、会社更生法第 266 条、第 267 条、第 269 条から第 271 条まで若しくは第 273 条の罪若しくは破産法第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (刑の執行猶予中の者を除く)

(参考3)

社会福祉士及び介護福祉士法

(指定試験機関の指定)

第10条第4項 厚生労働大臣は、第2項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ロ 次条第2項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して2年を経過しない者。